

一般競争入札の実施について（郵送入札）

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字二又525-2

むつ小川原石油備蓄株式会社

取締役総務部長 松村 勇人



下記のとおり入札を行います。

記

1. 契約件名 タンク保安検査・検査工事（R3, R4）
2. 工事の概要 本工事は、むつ小川原国家石油備蓄基地内原油タンクについて、消防法に基づく保安検査ならびに開放検査の関連工事を実施する。

【対象タンク】

実施年度	対象タンク	
令和3年度	11万KLタンク	6基
令和4年度	11万KLタンク	6基
	2,000KLタンク	2基

【工事範囲】

- (1) 仮設工事
- (2) 安全対策
- (3) タンク底板詳細検査
- (4) タンク検査および付帯作業
- (5) 官庁申請資料の作成及び立会い検査業務
- (6) 官庁立会時の作業
- (7) 工事報告書の作成
- (8) 工事対象タンクの除雪作業

3. 工事場所 むつ小川原国家石油備蓄基地内指定場所
4. 工事期間 開始予定：令和3年 6月 1日
納期：令和5年10月30日
5. 入札参加の申込み 入札参加を希望する方は、3月24日（水）15：00迄にホームページで申込下さい。
6. 入札資料等 入札に関する資料は、入札参加資格決定通知書（パスワード付）を受領した方のみホームページ上で閲覧できます。
- (1) 入札書
 - (2) 入札書記載要領
 - (3) 郵送入札の留意事項

(4) 質疑応答書等

(5) 再委託比率が50%を超える理由書

※ 本工事に関する必要な契約書式等は、契約締結前までに追って提示いたします。

※ 仕様書については、入札参加資格決定者へメールまたは郵送で開示いたします。

7. 仕様説明会 原則実施しません。

8. 質疑応答 質疑応答は「質疑応答書」にて下記の期間に行います。

(1) 質疑受付終了日時：3月29日（月） 15：00

(2) 質疑回答日：4月 2日（金）

9. 入札の方法 郵送入札とします。

郵送入札要領に関しては、「郵送入札の留意事項」「郵送入札心得書」に記載の通りです。

10. 入札書類 (1) 入札書

(送付書類) (2) 入札内訳書（明細書含む）

※ 一定の規格で統一された物品の購入が含まれる場合には、内訳書でそれを明記してください。

(3) 見積仕様書

※ 入札書類を送付する封筒やレターパック等には1項の契約件名と、入札書類が送付されている旨、分かるように表記してください。

11. 送付先 〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字二又525-2

むつ小川原石油備蓄株式会社 総務部契約課宛

TEL. 0175-73-3115 FAX. 0175-73-3122

12. 入札書 令和3年5月11日（火） 12：00

到着期限

13. 開札日時 令和3年5月11日（火） 13：30

場所 むつ小川原石油備蓄株式会社 第4会議室（3階）

14. 開札の 入札参加者の立会いは必要ありません。

立会い 立会いを希望する方は、「開札立会申込書」を開札日の前日15：00迄に申込下さい。

15. 参加資格

(1) 競争参加資格認定を受けた者。

注) 競争参加資格認定を受けていない方は、入札に参加できません。競争参加資格認定希望者は、総務部契約課へ「競争入札資格審査申請書」を提出してください。なお、資格審査には3～4日を要します。

注) 令和2～4年度競争入札資格審査申請要領書についてはホームページに掲載しています。<https://www.moos.co.jp>

(2) 一般競争参加資格(条件)を満たしていること。(別紙)

(3) 入札参加資格決定を受けた者。

注) 競争参加資格認定通知を受け本入札に参加申込みをした方には、入札参加資格決定通知書を送付します。(3月24日頃)

以上

1-3：タンク保安検査・検査工事（R3, R4）
一般競争参加資格（条件）

1. 当基地における検査関係工事实績があり、当社が行うコントラクター技量評価結果でD評価通知を受けていない者。又は、D評価通知を受けてから1年を経過し、改善が図られていると当社が判断した者。
2. 当基地における検査関係工事实績がない者は、石油施設において大型タンク開放に伴う検査工事の経験を有し、それらの工事を安全に施工した実績のある者。
3. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。但し、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者は、その申し立てがなされていない者とみなす。
4. 青森県から指名停止を受けていない者。
5. 本入札に参加した応札者は、落札者の下請け業者（二次、三次下請けを含む）として工事施工に参加することは出来ない。
6. 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は出来ない。
7. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がない者であること。
8. 本工事は、経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が受託している事業（資源エネルギー庁が大規模事業として指定）の一部を機構から弊社が受託しており、その一部を発注するものである。経済産業省において、調達ルールの見直しがあり、その見直し内容を遵守する必要があることから、本入札へ参加するに当たって、当該見直し内容を反映した「工事請負契約の契約手続に当たっての遵守事項等」（別添）を遵守できる者であること。

工事請負契約の契約手続に当たっての遵守事項等

1. 複数年度の取扱い

本工事は、経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が受託している事業（資源エネルギー庁が大規模事業として指定）の一部を機構から弊社が受託しているため、原則、単年度での契約となる。

ただし、翌年度にわたり、契約を締結しなければ安定的な工事請負の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあり、翌年度にわたる契約について、機構が資源エネルギー庁に協議を行う必要がある。

本工事の入札については、翌年度にわたっての契約が認められることを前提とし、実施するものである。また、翌年度にわたっての契約が認められた場合でも、契約締結に当たっては、年度ごとに契約書を取り交わすこととなり、本契約に関する基本的事項を記載した協定書等による締結を予定している。

なお、本工事に関する必要な契約書式等は、上記の協議結果を踏まえた上、契約締結前までに追って提示する。

2. 受注者が遵守すべき事項

(1) 本工事の主となる企画及び立案並びに執行管理について、再委託・外注（請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託等」という。）を行わないこと。（なお、本要件は、再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先（委託という名称を使用しているが、請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託先等」という。）へ付す必要がある。）

(2) 本工事の一部を再委託等する場合、グループ企業※との取引であることをのみを選定理由とした調査は認めないことに同意すること。（なお、本要件は、再委託先等へ付す必要がある。）

経済産業省 委託事業事務処理マニュアル（R3. 1）（3ページの抜粋）

1. 委託事業の経理処理の基本的な考え方

<経理処理の基本ルール>

※グループ企業とは、

- 株式会社等 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する「関係会社」
- 一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する「子法人」及び同法第2章第2節に規定する「社員」
- 一般財団法人 同法第2条第4号に規定する「子法人」及び第3章第2節に規定する「評議員」

(3) 本工事の一部を再委託等する場合、総額（消費税及び地方消費税額を含む。）に対する再委託・外注費の額（消費税及び地方消費税額を含む。）の割合が50パーセントを超える場合、受注者は、相当な理由を明記した理由書（添付書類の資料番号1を使用すること。）を提出すること。

(4) 本工事は、資源エネルギー庁から機構が受託している事業（資源エネルギー庁が大規模事業として指定）の一部を機構から弊社が受託しており、その一部を発注するものである。

資源エネルギー庁と機構との契約書等に基づき、資源エネルギー庁は、受注者及び再委託先等に対しても、同様の現地調査等を実施する場合があります、資源エネルギー庁が同様の現地調査等を実施する場合、受注者及び再委託先等は、同意しなければならない。さらに、機構も受注者及び再委託先等に対しても現地調査等を実施する場合があります、同じく同意しなければならない。

(5) 資源エネルギー庁と機構との契約書に基づき、資源エネルギー庁は、契約締結時及び事業終了後に、履行体制図（契約金額100万円以上の全ての受注者及び再委託先等が対象となり、公表する情報は、事業者名、住所、契約金額、業務の範囲等となる。）を資源エネルギー庁ホームページで公表するが、受注者及び再委託先等は、公表することに同意しなければならない。ただし、不開示とする情報の範囲については、機構が資源エネルギー庁との調整を経て決定することになる。

3. 契約書の締結に当たって受注者の対応が必要な事項

(1) 再委託・外注費に係る経費の確認

本工事は、資源エネルギー庁から機構が受託している事業（資源エネルギー庁が大規模事業として指定）の一部を機構から弊社が受託しており、その一部を発注するものである。

弊社は、経済産業省の委託事業事務処理マニュアルの「11. 再委託・外注費に関する経理処理」のうち「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」を参照等して、本工事に係る経費の確認を行う必要がある。

そのため、受注者は、本工事において再委託等を行う場合、下請事業者（再委託先）から受領した証憑類（請求書の写し等）を弊社の指示に従い提出すること。（受注者と再委託先との契約金額（消費税及び地方消費税額を含む。）100万円以上の場合、経費の確認の対象となる。）

なお、受注者は、再委託等を行う場合、再委託先、再々委託先、それ以下の委託先のそれぞれの契約に係る証憑類（発注書、請求書等）について、それぞれ者に対し、適切に保管させる必要がある。

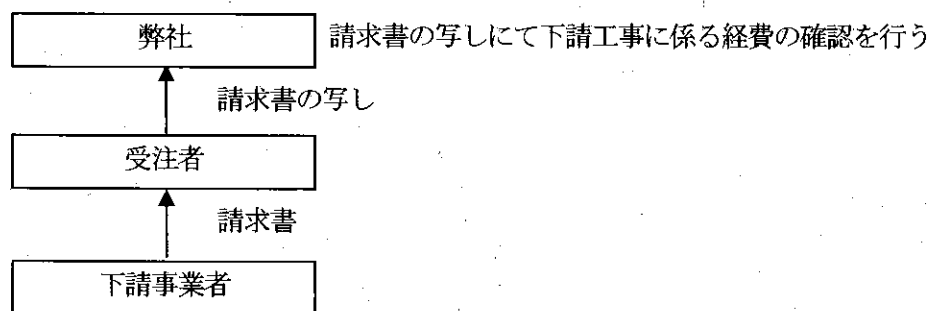
経済産業省 委託事業事務処理マニュアル（R3. 1）（31ページの抜粋）

11. 再委託・外注費に関する経理処理

<入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理>

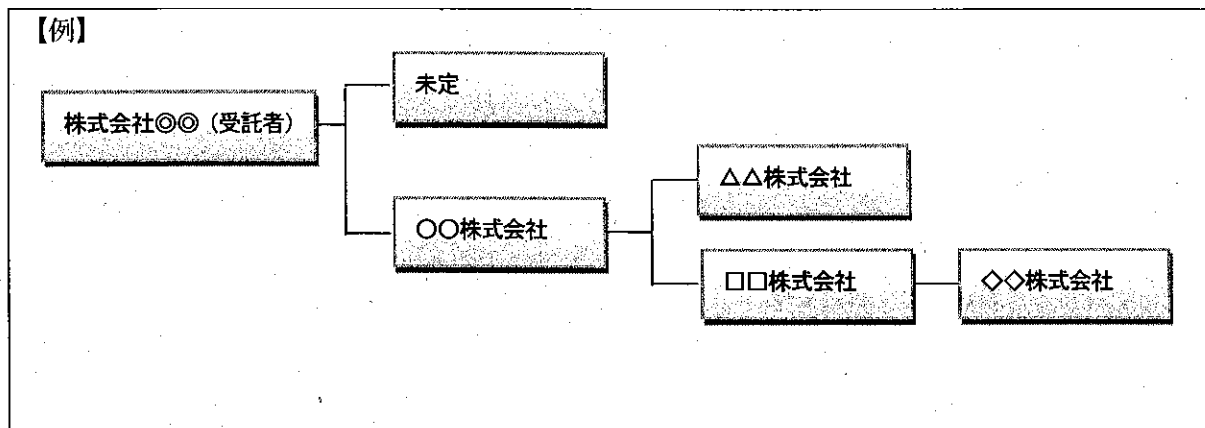
国土交通省が公表する公共建築工事標準単価積算基準等の官公庁が公表する基準等に基づいて調達価格を設定したものに係る経費の場合は、契約書、見積書、請求書、業務完了に係る報告書等の証憑類と、当該契約の業務実施内容を確認した上で、支払いを行うことも可能とします。

※弊社が行う経費の確認（イメージ）



※添付書類 資料番号1：再委託費率が50%を超える理由書

4. 履行体制図



※上述の書式に記載しきれない場合は、上述の書式に「別添のとおり」と記載し、別添の資料を添付すること。

5. 再委託（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）が必要である理由及び選定理由

Blank area for providing reasons and selection criteria for re-commissioning.

※上述の書式に記載しきれない場合は、上述の書式に「別添のとおり」と記載し、別添の資料を添付すること。